

平成23年第4回皆野町議会定例会 第2日

平成23年12月14日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第36号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合理約の変更についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての説明、
質疑、討論、採決

1、議案第40号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての説明、
質疑、討論、採決

1、同意第7号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、討論、採決

1、委員長報告

1、委員長報告

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、諸般の報告

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時06分開議

出席議員（12名）

1番	大澤	金作	議員	2番	新井	達男	議員
3番	新井	康夫	議員	4番	黒沢	文作	議員
5番	大野	喜明	議員	6番	大澤	徑子	議員
7番	林	豊	議員	8番	四方田	実	議員
9番	高橋	富美子	議員	10番	持田	欣教	議員
11番	内海	勝男	議員	12番	四方田	忠則	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸	道也	副町長	土屋	良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	大塚	宏	教育長	山口	喜一郎
総務課長	大澤	康男	町民生活 課長	吉田	明夫
健康福祉 課長	浅見	広行	税務課長	四方田	勝吉
産業観光 課長	川田	稔久	建設課長	小宮	健一
教育次長	吉橋	守夫			

事務局職員出席者

事務局長	高橋	修	書記	黒沢	栄則
------	----	---	----	----	----

◎開議の宣告

(午前9時06分)

○議長(四方田 実議員) ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(四方田 実議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎発言の取り消し

○議長(四方田 実議員) 議事に入る前に、10番、持田欣教議員より申し出がありまして、昨日の一般質問の中で、通告外の質問をしたと。これについて、通告外の質問、答弁に対しては、これを取り消し、削除してほしいという申し出がありました。

お諮りいたします。この申し出にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 異議なしと認めます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 異議ありですか。

〔「異議じゃないですけども、質疑がある……」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 7番、林豊議員。

○7番(林 豊議員) 削除ということですけども、削除そのものについての云々という以前に、この削除の理由なのですが、通告外の質問の内容に誤りがあったのか、それとも通告外であったということで、議会運営上の支障となるから、それで削除なのか、それをちょっとはっきりさせておきたいと思うのですが。

○議長(四方田 実議員) 申し出によりますと、通告外の質問をしたので、これが将来また繰り返しになるということは不都合であるという申し出であります。

以上です。

7番、林豊議員。

○7番(林 豊議員) そうしますと、内容的な間違いが発見されたということではないというふうに考えてよろしいわけですね。

○議長(四方田 実議員) はい、そういうことです。

以上、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり処理をさせていただきます。



◎発言の申し出

○議長（四方田 実議員） 続いて、先日の9番、高橋富美子議員の一般質問の中で、町民生活課長の答弁に不足といましようか、補足の説明の申し出がありましたので、町民生活課長に発言を許します。

町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） おはようございます。

昨日の皆野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の中で、9番、高橋議員さんから、国庫給付の定率国庫負担率に関しましてご質問がありました。あやふやな、不十分な答弁がありましたので、申しわけございません。定率国庫負担につきましては、40から34%に減少されてございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 9番、高橋富美子議員。

○9番（高橋富美子議員） 丁寧にありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） それでは、よろしく申し上げます。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 続いて、日程第1、議案第36号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

議案第36号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,753万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,233万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、障害者自立支援給付費国・県負担金の増、公共施設整備基金繰入金及び地域福祉基金繰入金の減、また学校教育施設等整備事業債の減を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、庁舎や小中学校の空調設備工事費の減額、そして障害者自立支援給付事業負担金や町営住宅修繕料の増額を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第36号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第3号）につきまして内容の

説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,753万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,233万5,000円とするものでございます。

2ページから4ページまでが、第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

5ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。小中学校の空調設備の設置事業費が確定したことに伴う減額でございます。これにより、本年度の起債限度額の合計を2億8,430万円とするものです。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入から主なものについてご説明申し上げます。

款9地方特例交付金189万5,000円の追加は、本年10月以降の子ども手当に係る特別措置法が成立したことにより、再算定を行ったものでございます。

中ほどの款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金628万4,000円の追加並びに一番下、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金314万1,000円の追加は、歳出において障害者自立支援給付費の増額を計上したことに伴うものでございます。

4ページをお開きください。上段の款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節3児童福祉費県補助金、地域子育て創生事業費県補助金178万5,000円の追加は、子ども手当の制度改正に伴う電算システムの改修に係る補助金でございます。

款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入363万3,000円の追加は、赤道、水路並びに普通財産の払い下げによる収入でございます。

下段の款18繰入金、項1基金繰入金は、いずれも今回の補正の歳入歳出差引額の調整により減額するものでございます。

次の5ページをごらんください。款19繰越金、項1繰越金、前年度繰越金328万2,000円の追加は、平成22年度をもって廃止した老人保健特別会計の繰越金を一般会計で受け入れたものでございます。

次の款21町債、項1町債、目2教育債3,760万円の減額は、先ほど地方債の補正でもご説明申し上げました小中学校空調設備の設置事業費が確定したことによる減額でございます。

次の6ページからが歳出になります。6ページをお開きください。歳出について主なものをご説明申し上げます。なお、財源確保のため、執行済み予算等の減額を多く費目で計上しております。

6ページの一番下になりますが、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節15工事請負費5,201万9,000円の減額は、庁舎の空調設備と蛍光灯の更新工事に係る事業費が確定したため、減額するものでございます。

8ページをお開きください。上段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金、障害者自立支援給付事業負担金は、給付対象者数の増などにより1,256万7,000円を追加するものでございます。

次の9ページをごらんください。中ほどの款16農林水産費、項2林業費、目3林道整備費、節15工事請負費145万5,000円の追加は、林道2路線の補修工事費を計上したものでございます。

飛んで、11ページをごらんください。2段目、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、防災行政無線実施設計業務委託料584万1,000円の減額並びに下段の款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節

15工事請負費、小学校普通教室空調設備設置工事3,833万2,000円の減額、そして次の12ページになりますが、項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費、皆野中学校普通教室空調設備設置工事709万2,000円の減額は、いずれも事業費の確定によるものでございます。

次の13ページをごらんください。下段の款12公債費、長期債元金194万円の追加は、小中学校の空調設備設置事業に係る町債の元金の償還金でございます。当初は、利子のみを支払う措置期間を設定する見込みでしたが、起債に当たり、銀行等引き受け資金が割り当てられたため、据置期間を設定せず、本年度から元金の償還を始めることとしたため、追加するものでございます。

次の14ページから17ページまでが給与費明細書、18ページが地方債に関する調書となっております。

以上、簡単ではございますが、平成23年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、持田欣教議員。

○10番（持田欣教議員） 1点だけ町長に伺いたいというふうに思っております。

今、総務課長の補正の説明を聞かせていただいたのでございますけれども、昨日の町長のあいさつの中にもあったかと思うのですが、11月15日から、7カ所にわたって放射線量の測定を独自で実施しているというふうなお話だったろうというふうに思っております。5日と20日、月2回ずつというふうなことで、それぞれの放射線量につきましても概略説明を聞かせていただきました。当町においても放射線については、かなり町民がぴりぴりしている中で、県の調査を待たず、独自にその調査を実施したというのは、これは高く評価すべきことだろうというふうに私は思っております。

そこで、ただ結果としては、そういうことでよろしいわけでございますけれども、実は9月議会のときにだと思えますけれども、高橋富美子議員から、県でやる調査以外で、町独自でも調査したらどうかというふうなご提言があったやに記憶をしております。その後、医療生協さいたま皆野支部というのですか、それが町長のところへ伺ったのか、どこへ伺ったのかわかりませんが、町に伺って、放射線量の調査をどうなのだというふうなお話をしたというふうに漏れ承っておりますが、そのときは既にその機械器具といえますか、放射線をはかる機械、それを購入しておったというふうなお話のように承っております。

私も実は、高橋富美子議員が町独自でやったらどうかと言ったときに、全く同じ考えでおったわけでございますけれども、同じ質問を町長に向かって何人も人がするというのも、これも失礼な話だろうということで、実は遠慮をさせていただいたわけでございますけれども、本議会でそういう提案があった中で、町長はそのとき、県の調査に基づいて町民に知らしめ、安心、安全を確保するのだというふうな趣旨のご発言だったかと思えます。いつその後変わって、どういうわけで変わったのか、どういうことでこれを始めたのか、その辺をぜひ議会のほうにも明快なご答弁をまずお願いしたいというふうに思えます。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 埼玉県で測定をしている値につきましては、きのうの冒頭のあいさつあるいはまた議員の方々の一般質問でも答弁をいたしましたけれども、健康には全く心配ない状況であるということは私どもも認識をしておりましたが、町民の中からやはり、過度のというか、心配をする方々からの町への問い合わせ等もありました。そんな関係から、むしろこの際、そうした過度の心配あるいはそうしたストレス等によりまして、そちらへの健康被害のほうに懸念される状況だなということから、庁舎内で会議といたして、そうしたことをもちまして、この際、県と全く同じ機種のものを購入して、県と同じ測定方法で

測定していこうと、こういうことにいたしました。

このことにつきましては、生協の方々がおいでいただいたから買ったということではなくて、それは生協の方々も承知しておるはずでございしますが、たしかおいでいただいたときには、まだ到着はしておりませんでしたけれども、その翌日あたりか翌々日あたりには、注文をしておいた機種が役場へ届いたと、こういうこととでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、持田欣教議員。

○10番（持田欣教議員） 多分そうだろうというふうに思うわけでございますけれども、ではお尋ねいたしますけれども、本議会で議員が、多分正式な手続ということになりますと、議員発議で全員の方の賛成を得られるか、反対者がいるかどうか、そういうふうなものを持たなければ議員の発言の重みがないのかという、そういうことになってくるだろうと思います。

したがって、当初申し上げたとおり、私も同じ考えで当時おりました。ただ、申し上げているとおりの、同じようなことを何回も、何回も町長に質問を向けるというのも、これもいかなものかというふうなことで、申し上げているとおりの遠慮させてもらったわけですが、高橋富美子議員が、やっとなにかがですかと、町民の安心、安全を確保するためということとご提言申し上げたときには、やらないという、そういうふうな発言だったというふうに議事録には多分あるはずであります。それではおかしいではないかということになってまいります。

それは、昨日の一般質問から始まりまして、多くの議員からいろんな意見が出ていたようでございますけれども、それらを私もつなぎ合わせながら、私も何回も、何回も申し上げていましたけれども、いわゆる町のそれぞれの、放射線の機械、50万円程度という話だそうですから、それほど金額は大した金額ではないけれども、考え方としては、非常に重要な考え方だっただろうというふうにだれもが思うだろうと思います。そういう中で、逐一議会に相談をしてやらなければ何もできないという、そういう仕組みでは地方自治はなっておらないだろうと思います。しかしながら、議会で、こういうことはいかがですかということをご提言申し上げて、いや、それは全くやる気はないよという話で、その後、ではいつこの話が生まれてきて、いわゆる昔の話でございますけれども、変貌するというような話がよくありましたけれども、いつ町長はその考え方が変わったのか。

町民から非常に問い合わせがある、あるいは疑問を持たれたというふうなこととございました。それを踏まえて、私どもはここで、町民の幾人かといいますか、町民の意見を集約しながら、町長に施策の執行についてお尋ねをし、ご提言を申し上げているつもりであります。そういう状況の中で、買ってもらって始めたことについては、当初申し上げたとおり、高く評価をさせていただきます。しかしながら、その過程が何としても不明瞭だと。これでいいのかということになってまいります。

さらに申し上げますと、そういうことが根っこにあるから、金沢小学校の、昨日も話が出ましたけれども、廃校する、併合させる、その話も、議会の委員会あるいは本会議等ではいろんな話が出ましたけれども、そういういわゆる情報公開といいますか、多くの方々にいろんなことを知らしめて、その中で仕事を進めていく。町長がする仕事に対しては、私どももそれなりに協力をしているつもりであります。ところが、今回のこの、たかがという言葉は適当ではないと思いますけれども、50万円程度の機材を買ってということは大したことではないと思いますけれども、いわゆる放射線の問題は、これほど重要な問題になっているのに、それを一議員がとらえて、「いかがですか」と言って、「やらない」。やらないと思ったら、

やっていますという、そういう話では、極めて議会軽視だろうというふうには言わざるを得ない。その辺のことをもう一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私は、議会を軽視しておるつもりは全くございませんし、いわゆる多くの町民から、大丈夫なのではないかというような問い合わせ、あるいはまたその後、大気中の測定等も県や国でやられて、秩父地域も高いところもあるというような、そういう報道もなされました。そういう報道を聞いて、町民から、大丈夫なのではないかという問い合わせが幾つかあったわけでございまして、そうしたことを、やはり町民に安心をさせたいというようなことから買うことにしたわけでございまして、決して軽視をしているということではありません。

方向の変更をしたと言われれば、そのとおりかもしれませんが、やはり質問者も言われているように、逐一議会に報告して、あるいはまた議長にお願いをして開いていただくということは、なかなかこれもできないわけでございまして、こうしたことにしたわけでございまして、ぜひご理解をいただきたいと、このように思うわけでございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、持田欣教議員。

○10番（持田欣教議員） 最後にさせていただきますけれども、町長も苦しい立場だろうというふうに理解できないわけでもないのですけれども、やはり議会の機能は何なのだというふうなことをぜひもう一度、失礼な言い方をしますけれども、精査していただければありがたいというふうに思っております。

少なくともここにおります12人の議員は、それぞれの町民からそれぞれ信頼をされ負託されて、皆野町の町政運営に多少なりともかかわっているというふうなことでございます。結果がよければすべてよしということわざもありますけれども、確かにこれは必要なことであったわけで、決断をしたということは、先ほど申し上げたとおり評価したいというふうに思っておりますけれども、9月の議会のときに、高橋富美子議員がいかがですかというのを断っておいて、あのときに、結果論は余り言いたくないのですけれども、検討でもしましょうよとか、研究してみますよという話だとすれば、まだまだいただけている話でございますけれども、そのつもりは全くないという話をされておいて、では町民から騒がれたからやりますよというのでは、では議会では何をやっていただいたのかい。議会ではその話は出たのかい、出なかったのかいというふうな疑惑といいますか、疑問といいますか、町民に与えてしまう。

私どもも、そのことについては提案を、実際言葉に出して発言したのは9番、高橋富美子議員だけでしたけれども、それぞれの議員も、その気持ちを持った人は私だけではなくて、ほかにもあったのだろうと思います。そういうことを踏まえながら、ぜひ町政の運営に汗を流してほしいというふうにご願いを伺いますか、要望伺いますか、しておきたいというふうに思っております。

議会そのものの軽視をしているつもりではないという町長のお話でございますから、そのとおりで、100%そのとおり受けとめておきたいというふうに思っておりますけれども、議会というのをそれぞれ、どんなものかというのを、ここでもう一度改めてというか、考えて施策に邁進してほしい、精進してほしいというふうに意見を申し上げ、お願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

3番、新井康夫議員。

○3番（新井康夫議員） 3番、新井です。

ただいま持田議員からのご指摘に関しまして、私も9月の議会で、学校等を独自に測定すべきだということを質問いたしました。その中で回答としては、まず県の測定にゆだねるということでありました。私はその後、支持してくれる町民の方にも、町としては独自に測定はいたしませんと、こういうことでしたということで皆さんに報告したわけですが、その後こういう形で測定がなされた。

私も、測定を町独自でやるということに関しましては、非常に前向きないいことであるというふうに思いますが、質問した私自身が、そういうことで町民に、ある不特定な方ですが、何名かに話をして、その後町報で、測定結果が出ましたということになりますと、私個人の立場ということもさることながら、やはり議会で質問して、その質問とは全く逆な形での対応がなされるということであっては、非常にいけないということでもありますし、もしそういうことありますれば、やはり事前に質問者、あるいは公共施設等を測定ということであれば、総務教育厚生委員等長等に報告するとか、何らかの報告をしてもらいたいと、そのように思います。

これが、もし区長が、あることに関しましてお願いしますといった場合には、できてもできなくても必ず、町としてはその区長に報告されると思うのです。それと同じようなことで、逆に議会よりも区長のほうの扱いがより高いというようなことになりますれば、我々は選挙で選ばれた人間ですので、その立場あるいは議会の立場というのが非常に軽視されることになりますので、その点に関しましては、今までの一連の流れの中でもそうではありますが、この件に関しまして、ぜひそのようなことで対応してほしいと、そのように思います。

ですから、今後もし、いろんなことがあると思いますが、それに関しまして、最初にやはり町民のこと、次に議会はどうかということも含めての判断をしていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 答弁は要りませんか。

他に質疑はございませんか。

7番、林豊議員。

○7番（林 豊議員） まず、本件のことからちょっと外れている、現状の議論を若干外れていますので、本件のことについて先に質問したいと思います。

6ページの歳出……申しわけない。間違えました。4ページです。歳入の4ページ、財産売払収入のうち1款1ですか、項……土地売払収入、額としては369万3,300円ということなのですが、これの件数と一番大きなものから2つぐらいの内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、10ページ、項4都市計画費なのですが、都市計画費はこのように項がここはいつも出るのですけれども、中身の委託料の部分で減額補正が行われているのですが、この内容の都市計画基礎調査委託料、この都市計画基礎調査というのはどういったものなのか、現状どのようなことが行われているのか。減額補正ということですから、もしかすると全く行われなかったということなのかもしれませんが、少なくとも事前に、計上した時点でどのようなことをしようとしたのかというのはわかるかと思っておりますので、その内容についてご説明をお願いしたいと思います。

それから、13ページ、保健体育費の温水プール費、修繕料36万1,000円、これの内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま林議員からご質問の4ページの土地売払収入の関係でございますが、合

計で363万3,000円。主なものにつきましては、一番大きいのが埼玉酪農秩父事業所です。その、町の土地をそちらのほうへ売ったものが186万3,505円ということでございます。そのほかにつきましては、水路、それから赤道を売り払いということでございます。

以上です。

済みません、埼玉酪農の旧の道路敷でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 7番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

10ページ、都市計画の基礎調査でございますが、これは本年度、今現在実施をしてございます。これは、事業費が確定をしたために、この53万円を減額するものでございます。また、都市計画の基礎調査でございますが、これは埼玉県内、これは法律で決まっております、5年に1度、人口、またその他文化的なもの、また公共施設、人口密度等を県内全域調査をするものでございます。それに基づきまして、埼玉県の都市計画の方針を決定をするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 7番、林議員さんからのご質問の13ページ、保健体育費の温水プールの修繕料の内容についてお答えさせていただきます。

給水ポンプの修理でございまして、給水ポンプの1基のメカニカルシール及びベアリングの経年劣化のための水漏れ、あと給水ポンプマグネットスイッチの交換、それと給水ポンプユニットの修理でございます。この辺等につきましては、給水ポンプユニットの圧力タンク及び圧力センサー等が老朽化のため、誤作動等を起こしておるための交換が必要になったということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 7番、林豊議員。

○7番（林 豊議員） 大体質問に対する答えとしては納得できるものが多かったのですが、土地の売り払いについてなのですけれども、必要だから購入した場合と、それからもともと何らかの形で所有していたものがあるかと思うのですけれども、必要と感じて購入したものを売り払う場合と、また若干違ってくるかと思うのですが、その辺の内容については、個々の場合でないとなかなか、細かいことですから、報告しろと言われても無理な話かと思うのですけれども、少なくとも関係者に、関係と思われるような場合には、話くらいはかけていただきたいなということを希望するのが一つと。

それから、プールに関してなのですが、温水プールの、このところ経年的なやはり劣化がいろんな形で出てきていまして、以前ですと、ラインを引くことですら、額が多少張ったりしたこともあるので、かなりの報告、また説明事項の中に出てきたことが多かったのですが、最近ではボイラーの交換というような大きなことがあっても、余り話題にのらなくなってしまうなという部分があります。

それらこれら、先ほど来、お二人の議員の話の中で出てきたように、まずすべてがすべて、町長が前回の私の質問に対して、きのうもちょっと引用しましたけれども、言われるように、一々いろんなことについて言うのは無理だよと。それはよくわかりますけれども、先ほど来の放射線量の計測器の購入の話を聞いていますと、これは何人の町民から、そういう要望が直接的に出てきたのか。私は、町民の声を聞けと言いましたけれども、聞かなくても聞こえてくる声もあるわけですよ。何人の人から聞いたことなので、

購入するに至ったのか。

少なくとも本会議場の一般質問の中で、2人の議員から、測定したほうがいいのではないかと。この後ろにはかなりの数の町民の声があるわけなのです。そちらのほうは、無視とは言わないまでも、それに対しては、やらないというような意思を表示しておきながら、直接的に何らかの形で出てきた声については対応するというのでは、以前私言った記憶もありますけれども、これではまるでお友達行政ではないですか。議会制民主主義だというふうな発言もさきの議会の中でもあります。町長の発言ですよね。であるならば、議員の発言に対して、もう少し真摯な対応をしていただきたいというふうに思います。

ともかく再質問の内容としましては、酪農の土地ということでしたが、道路敷という内容も後であったようで、この面積、面積単価は幾らか、ちょっとお聞きしたいので、面積と、それから面積単価がわかれば教えてください。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございますが、旧道路敷ということで、面積が185平米でございます。売り払いの単価につきましては平米1万73円ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 7番、林豊議員。

○7番（林 豊議員） ありがとうございます。この単価については、一応こういうことの共通の単価なのでしょうか。

これでこの件については最後にしたいと思いますが、ともかく町長におかれましては、きのうからもう何度も言われていることでもありますので、あえて言わないでおこうかなと思ったのですが、やはりもう少し議会サイドの、いろいろな事柄についてきちんと報告等もしていただきたいと思います。

というのは、私のほうの関係、広域のほうの関係で、きのうも質問の中で、消防分署の件を質問の中に入れましたけれども、自分が消防といいますか、広域の関係で入っていたことで要望をかなり持っていましたから、わかっていたつもりなのですが、いろいろ他の同僚議員との話の中では、議会の中で果たしてこれは、町所有地の用途変更や、それから借りていた部分の用途変更について、報告があったのかと言われると、はて、どうだったかなというような部分もあります。そういったことがあったのか、またしたのかということ以前にきちんとすべきだと思いますので、そういったことを今後のこととして要望をしておきたいと思います。

最後に、先ほどの土地の件、お答えをお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） この単価につきましては、不動産鑑定士による鑑定の結果の単価でございます。よろしく願いします。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

9番、高橋富美子議員。

○9番（高橋富美子議員） 歳出なのですけれども、歳出の9ページ、保健衛生費の予防費で、生活習慣病予防健診委託料30万円がありますけれども、今年度になって健診を受けた方がどのくらいいらっしゃるのか。それから、人間ドックなのだと思うのですけれども、全体で健診、こちらの分ではなくて、国保のほ

うからの方もいると思うので、お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 生活習慣病予防健診委託料30万円の計上でございますが、おっしゃるとおり75歳以上の人間ドックを復活いたしまして、当初見込んでおりました人数よりも多く受けるであろうということが想定されます。現時点で、10月末までに18件、18の方が受けておられます。一般の方が3件、それから75歳以上の方が15件でございます。今回3万円の10人分、30万円を追加計上させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 9番、高橋富美子議員。

○9番（高橋富美子議員） 75歳以上の人間ドックを実施していただいたということには大変評価しております。昨日国保の増税の、私は増税と思っていますけれども、増税の議案が可決されたわけですけれども、やはり町民の健康を守るということでは、健診、非常に大事だというふうに思っております。この人間ドックばかりでなくて、健診全般で、きのうも出ておりましたけれども、どこでも受けられるということの方向でぜひ検討いただきたいと思ひますし、また人間ドックも含めた健診を勧めて、ぜひ町民の多くの方が受けるようにPRをしていただきたいと思ひます。

医療費というのは、どうしてもこれから上がっていくのではないかなというふうなことが懸念されますので、ぜひ健診を大事に、あと予防医療というものも大事にさせていただいて、まちづくりに取り組んでいただきたいと思ひます。これは要望で、答弁は結構ですが、お願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） さき方の関連にもなるかと思うのですが、1点目は土地売払収入の関係なのですが、具体的には全秩酪農の跡地のところ、今はもう更地になってしまっているのですが、そのこの旧の道路敷地ということでの収入ということに理解しているのですが、関連しまして、前の大倉電気の跡地、それは当時約5,000坪ぐらいだったと思うのですが、7億5,000万ぐらいで町が買い上げておるかと思うのです。雇用促進住宅の敷地部分については事業団に売ったのかどうか、ちょっとそのこのところは記憶にないのですが、その点と、あと徳洲会といいますか、皆野病院に対しては30年間の無償で貸している。

関連してなのですが、そのこの旧の大倉電気の敷地のところで、滝ノ入沢から上野理容院というか床屋さん側のところ、三角の土地がたしか残っていて、そのこの部分は町の所有になっていると思うのです。この活用といいますか、もう買って十数年たっているかと思うのですが、ほとんど、何ら活用がされていない用地だというふうに私は理解しているのですが、この活用なり、また何らかの、処分とか、そういった考えはあるのかどうか、関連質問になりますが、お聞きしたいと思ひます。

それと、町債の関係なのですが、教育債の小中学校の空調設備の工事が既に終わって事業費が確定したという関係で、約3,760万の起債の減額ということなのですが、具体的にこれは起債を行っているのかどうか。それと、今年度それを含ままして2億8,430万円の起債を予定しているのですが、この内訳と、起債を行っているのかどうかお聞きしたいと思ひます。

それと、9ページになるのですが、林道の工事請負費の中で145万5,000円ということで、雨乞曾根坂線の補修工事費ということで計上していただいたのですが、この場所につきましては、上三沢の山口製作所というのがあるのですが、そのこの県道を挟んで山側のほうに林道雨乞曾根坂線が走っているわけですが、

そこの林道部分の長さ約10メートルぐらい、幅3メートルぐらいにわたって、10センチ以上路面が陥没というか下がってしまっている。そこの補修工事費ということで計上していただいているかと思うのですが、ここについては、ここ20年間ぐらいの間に、もう周期的、四、五年の周期でこのような陥没といいますか、地すべりで路面が下がってしまっていると。その都度町のほうで、こういった形で路面舗装といいますか、やってきていただいているのですが、根本的にはもうここは地すべり地帯ということで、きちんとした地すべり対策をしない限り、今後においてもこういった周期的に補修をせざるを得ないという、そういった状況が予想されるわけですから、この間も県のほうへ、地すべり対策等の対応をしてもらおうということ、町のほうからも要望を出していただいておりますし、今回この路面が下がった関係でも、町のほうからも県のほうへ働きかけをしていただいていると思います。そういった中で、県のほうのこの部分に対する対応といいますか、考えについてお聞きしたいというふうに思います。

それと、もう一点なのですが、今回の補正の中で載ってきていないのですが、9月の議会でも私のほうから要望等を出させていただいておりますので、ちょっと状況をお聞きしたいと思うのですが、環境衛生費の関係で太陽光発電の設置費補助金、たしか15件今年度予算措置をしていただいているかと思うのですが、それをオーバーするようでしたら12月の補正でというふうに言われていたのですが、この予算書を見ますと、それが触れられていないということでもあります。現状どのような申請状況になっているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんの旧大倉電気跡地、県道と町道に挟まれた角地ですか、その土地は町有地ということでありました。数年前、三、四年前ですか、隣接の理髪店さんが、理容と美容とかいろいろ拡張したいというようなことから払い下げ申請がありました。そういうようなことから、土地の有効活用の方からも含めて売買をしたということでございます。鑑定評価に基づいて売買をしたということでございます。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 11番、内海議員さんからご質問のありました太陽光発電に関する問い合わせですが、電話で二、三件受けてございます。満額になりましたという回答をしておりますところ、申請者からも、そうですかというような形で申請を断念してもらっている状況でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 11番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

ご質問のとおり、林道雨乞線、山口製作所の上の舗装工事でございます。この箇所につきましては、ご指摘のとおり、ここ数十年道路の沈下を繰り返している場所でございます。今回建設課のほうとしまして、秩父県土整備事務所に対しまして、一緒に現地調査をお願いをしております。それで、11月の初めに実際に現地に行きました。県のほうの説明でございますが、地すべりには間違いはないということでございます。ただ、その原因が県道の改良工事によるものであると。通常の地すべりではなく、改良工事に伴う地すべりであると。その内容としましては、県道の今の現在の路面の高さの約1メートルぐらい上が地すべりの最先端になっていると。その地すべりの一番頂上部分が、この当町の林道雨乞線の段差のちょうどついている部分でございます。ですから、その間が確かに間違いなくすべってはいると。

それで、現在県道部分につきましては、伸縮計の調査をしております。年間に1ミリの移動という最近

の調査の結果でございます。ただ、地すべりでございますので、頂上付近までは距離もかなりありますので、どうしても動く量は頂上のほうが多いと。ただ、今現在では、先ほど申し上げたとおり、年1ミリ程度でございますので、県のほうとしましては、緊急な対策工事ではなく、まだ依然として経過観察をしたいという回答でございました。町のほうとしましては、実際に現地に行きますと、ブロックに亀裂が入っている等ございまして、実際には移動しているふうには確かに見えませんが、亀裂等もかなり多いと。町のほうとしましては大変心配でありますので、対策工事をぜひお願いをしたいというふうに再三要望している現状でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 時間かかる。

〔「ちょっと調べて……」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） では、調べてください。

では、先に進めます。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 大倉の跡地の残地といたしますか、飛び地といたしますか、上野さんに売却したということなのですが、これはいつの時点で、その収入というのはいつごろ入っているのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） わかりますか。

副町長。

○副町長（土屋良彦） いつ売買したかというご質問でございますが、平成19年の3月29日付で売買ということでございます。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 私もうっかりしていた。処分されたということに全然認識なかったのですが、どのくらいの面積をどのくらいの金額で処分しているのか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 面積が407.05平米でございます。単価でございますが、1平方メートル当たり2万1,483円という鑑定評価の単価で売却しています。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 大変失礼しました。起債の関係でございますが、減額になった後の、まず辺地債につきましては、これは済んでおります。それから、教育債の7,860万円につきましては、22年度の皆野中学校の4,100万円の分がその中に含まれておまして、これはまだでございますが、小中学校の空調の分の3,760万については起債のほうは済んでおります。それから、臨時財政対策債についても借り値を済んでおります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 大倉土地の関係につきましては、そういうことでもう売買が済んでいるということですので、わかりました。

それで、起債の関係なのですが、もう既に辺地債、教育債、臨時財政対策債については、今年度で予定した起債についてはもう済んでいるということなのですが、いつ起債をしているのか、この3つの起債、日にちを教えてくださいたいと思います。

〔済みません、ちょっと……〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 林道の補修に関しての地すべりの関係なのですが、再三県のほうへも働きかけをしていただいているということなのですが、これはいつか必ずもう県道乗り越えて一気に地すべりが進むということが予想できます。私も素人なのですが、結構あそこはもう擁壁にクラックが入っておりますので、大きな災害になる可能性がありますので。県道をふさぐぐらいで、特に人身とか、人体とか、そういった関係で被害がなければいいのですが、その下にもう山口製作所といいますか、山口義恵さんのお宅がございます。そこまで行った場合については、もうそういった、人災といいますか、ことも考えられますので、ぜひ地すべりをとめるような対策をぜひ早期に行っていただくよう、ぜひ町のほうから県のほうに強く要望といいますか、今後についてもお願いしていただきたいと思います。

それと、太陽光発電の補助金の関係なのですが、大変、もう予算がいっぱいになってしまったからというような……申請者にそういうことを申し上げて断念をしてもらっていると。余りにもこれでは、行政として積極性に欠けるのではないですか。私ももう再三、9月の議会でも、そういったことが予想されますから増額の補正をお願いしますと。何でそういった状況が、申請者がオーバーしているという状況があるにもかかわらず、今回の補正に増額補正しないのですか。まして福島原発以降、こういった要望がふえるというのはわかっているわけですし、もともとこの補助金の制度がつくられたのは、一昨年たしか10月ごろから対象になったかと思うのですが、地球温暖化防止対策の一環として当時はスタートしたわけですが、その後、ことしの3月の大震災に伴う原発の関係で、こういった太陽光発電の設置する要望といいますか、そういう声が強くなっているわけですから、余りにもそういった町民からの要望を、もう予算がないですから断念してもらいたいというような、こういった行政の態度でよろしいのでしょうか。私はちょっと理解できないのです。

○議長（四方田 実議員） 総務課長からの答弁を先にします。

○総務課長（大澤康男） 大変失礼しました。済んでいる小中学校の空調につきましては、ことしの11月の25日に起債しております。それから、臨時財政対策債のほうにつきましては、今月の12月22日に起債しております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 先ほどの太陽光の件でございますが、問い合わせにつきましては業者からの問い合わせでございます。直接町民からの問い合わせではございません。また、県のほうも太陽光の補助金の内容も要綱を変更してございますので、町のほうもその要綱に合わせるような形で検討して、次年度に向け、よりよい太陽光の補助金のほうを開発したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 辺地債についてはいつ起債されているのか。教育債については11月25日ということなのですが、臨時財政対策債については12月22日ということで、これから起債するということですね。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） はい、そうです。12月22日、これからです。それから、辺地債についてはまだ借りておりません。起債しておりません。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 起債の関係については理解しました。教育債のみ11月の25日に起債しているということだというふうに理解します。

それで、太陽光発電の補助金の関係なのですが、要綱を見直しする云々ということで、そういう理由づけなのですが、ちょっとこの辺については……今までも業者を通じて状況なり申請、業者からまた町民のほうへ回って申請する形になろうかと思うのですが、こういったことがもう既に予想されていて、なおかつ9月の議会の中でも、そういった要望なり申請に対してきちんと対応できるようにということで、私のほうからも要望を出してありますし、当時町民生活課長のほうから、太陽熱温水器の設置の予算もあるので、そちらのほうも利用といったらおかしいですが、回したいと、このような答弁もされているのですが、その辺はどういうふうになっているのですか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 太陽熱の発電につきましては、15件の満額になった後、申請等がございません。太陽熱温水器の予算もそのまま残っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 太陽熱温水器の予算は、幾ら確保してあったのでしたっけ。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 残額で21万でございます。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういうことであれば、9月議会の中でもそういう答弁されているわけですから、少なくとも2件分の申請については受け付けが可能だったのではないですか。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） お答えします。

おっしゃられるとおり受け入れが可能でしたが、太陽光の発電につきまして満額になりましたという電話の回答をしますと、それではという形で業者のほうで納得していただいている状態でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） これは町長のほうに申し上げたいのですが、9月議会の中でもそういった答弁をされておられるわけだし、また状況を見て12月の議会の中でも補正等を検討したいというふうに答弁ももうされているわけですから、ぜひ今後については、こういった予算措置がされないことのないように、十分注意をしていただきたいというふうに要望させていただきたいと思っております。

関連なのですが、来年度からの太陽光発電の要綱を変更したいということなのですから、どのよう

な変更を検討しているのか。今たしか1件10万円の補助金の要綱になっているかと思うのですが、これを改善する方向なのかどうか、ぜひそういうふうに改善は図っていただきたいというふうには考えているのですが。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 太陽光発電の設置基数の上限を緩和するというような形で考えてございます。また、県の要綱等もよく精査しまして、町の対応に合うように要綱の検討もしたいと思っております。以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ町民の方が利用しやすい、またそういう要望があったときは、きちんと対応できるような要綱なり、また設置基数をふやす予算措置を、来年度の予算の中ではきちんと盛り込んでいただきたいというふうに要望させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第2、議案第37号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第37号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護給付費等に係る国、県支出金などの交付決定による補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に241万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,324万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。
健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第37号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について内容のご説明を申し上げます。3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

さらに1枚おめくりをいただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金204万7,000円の減額、その下の項2国庫補助金、目1調整交付金471万8,000円の追加計上及び目2、目3の地域支援事業交付金の追加は、それぞれ23年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金189万3,000円の減額、目2地域支援事業支援交付金153万4,000円の減額計上、さらに款5県支出金、目1介護給付費負担金262万6,000円の追加計上、1枚おめくりをいただきまして、4ページ、同じく款5県支出金、目1及び目2の地域支援事業交付金の追加は、同様にそれぞれ23年度の交付決定額によりまして補正をするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。2段目の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費1,572万7,000円の減額、次の地域密着型介護サービス給付費2,071万8,000円の追加は、23年度が半年以上経過をしました現在において、年間の見込額により補正をするものでございます。

次の款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目6介護予防住宅改修費61万円の追加計上は、同じく年間の見込み量によりまして追加をするものでございます。

次の一番下の欄でございますが、目1二次予防事業費、これは補正額の計上はございませんが、歳入との関係で財源の内訳がかわりますので、記載をしたものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、6ページ、2段目の款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして335万8,000円の減額をするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〔議長、暫時休憩〕と云う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時44分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第3、議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

皆野・長瀬上下水道組合の下水道事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用するため、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第38号 皆野・長瀬上下水道組合同規約の変更について議案の説明を申し上げます。

皆野・長瀬上下水道組合の下水道事業についても、経営の健全化を図るよう国からの通達もあり、財務内容を明確化、正確に開示ができるようにするものです。

それでは、規約変更の説明は新旧対照表により行いますので、ごらんください。右側が現行、左側が改正後でございます。

第3条の次に、第3条の2として、地方公営企業法の適用についての条文を追加します。

第8条第1項と次ページの第15条については、追加した第3条の2で地方公営企業法について「以下「法」という。」とうたわれていますので、ここでは地方公営企業法を「法」と改めます。また、その上の企業管理者の職務権限を定める第10条第3項では、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加えるものです。

それでは、規約の改正部分をごらんください。附則の規定でございますが、この規約は平成24年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第38号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 理由につきましては、地方公営企業法の規定の全部を適用するという事なのですが、具体的には総務課長のほうから、財務内容の明確化というふうな説明もされているのですが、今までの会計方式から、企業会計といいますか、そういった方向になるのかなというふうに思っているのですが、具体的にどういったところが変わるのか、大まかで結構です、説明をいただけたらありがたいです。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 具体的に変わったことをごさいますけれども、メリットとしましては経営の責任が明確になる、それからまた職員の経営意識の向上というところがございます。また、その経営内容が明確になることで、透明性の向上というところもあります。それから……職員の給料額の決定方法等につきましても変わってくることとなります。全部適用の場合は、経営状況等を考慮した上で、事業管理者と組合、交渉によって決定するというふうなことも中にはございます。そんなところでございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 以上です。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第4、議案第39号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第39号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について提案理由の説明を申し上げます。

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいの

で、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の……

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 説明省略という声がございますが、それでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第5、議案第40号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第40号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について提案理由の説明を申し上げます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

〔説明省略〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 説明省略の声がございます。説明省略でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔なし〕という人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。
これより議案第40号を採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第6、同意第7号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。
町長に提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第7号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。
教育委員会委員若林光雄氏が、平成23年9月30日をもって辞職したことから、その後任として小笹昭二氏を任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件は討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。
直ちに採決いたします。
お諮りいたします。同意第7号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第7号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に四方田忠則議員、大澤金作議員、新井達男議員、以上3人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に四方田忠則議員、大澤金作議員、新井達男議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第7号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（四方田 実議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（四方田 実議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（四方田 実議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0 票
有効投票中
賛成票 10 票
反対票 1 票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第7号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎日程の追加

○議長（四方田 実議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。この際、委員長報告以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎委員長報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第1、委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会による合同視察研修を許可し、報告を求めた結果、その研修報告が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

10番、持田欣教議員。

○10番（持田欣教議員） 特段補足説明はございません。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会合同視察研修の委員長報告を終わります。



◎委員長報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第2、委員長報告を行います。

議会運営委員会視察研修を許可し、報告を求めた結果、その研修報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

12番、四方田忠則議員。

○12番（四方田忠則議員） 補足説明という形はございませんが、一言執行側においてお願いしておきたいと思えます。

この報告書の中に、議会だよりの復活等を図るべきと記しましたわけがございますので、新しい年度に入り、どのような議員構成になるかわかりませんが、その意向も踏まえた中でもあると思えますが、当初予算にぜひ議会だより発行の経費を計上していただくことをお願いしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（四方田 実議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

以上で議会運営委員会視察研修の委員長報告を終わります。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたし

ました。



◎諸般の報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第4、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告をいたします。

9月22日、県議会議事堂で開催された議員政策研修会に出席しました。

9月26日、皆野町戦没者遺族会靖国神社参拝に、29日、小鹿野町役場で開催された秩父地域議長会第2回定例会に副議長と出席しました。

月が変わりまして、10月9日、下吉田椋神社で開催された龍勢観光祭に、16日、横瀬町民開館で開催された第17回秩父地区安全大会及び第18回秩父地区暴力排除推進大会に出席しました。

17日、18日の2日間、区長会県外視察研修に、22日、埼玉県職員秩父定期総会に、23日、三峯神社で開催の奥秩父大滝紅葉まつりに出席しました。

24日、さいたま市で開催のハッ場ダム建設促進埼玉大会に、26日、27日の2日間、山梨県北杜市で開催された秩父地域議長会正副議長行政視察研修に出席しました。

28日、埼玉県庁にて、道議連・水森議連の県要望を行いました。

月が変わり、11月3日、4日の2日間、町シルバー人材センター親睦旅行に、7日に小鹿野町で開催の第11回ちちぶ定住自立圏推進委員会に、16日、NHKホールで開催された第55回全国議長会に出席しました。

17、18日の2日間、農業委員会研修会に、22日には国土交通省等にて道議連・水森議連の国要望を行いました。

月が変わり、12月11日、小鹿野鉄砲まつり観光懇談会に出席したので、報告いたします。

次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から、組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

5番、大野喜明議員。

〔5番 大野喜明議員登壇〕

○5番（大野喜明議員） 皆野・長瀬上下水道組合の議会の報告をさせていただきます。

去る12月7日に第2回皆野・長瀬上下水道組合議会臨時会が開催されました。その内容は、職員給与、共済費の減額補正、また国庫補助金のわずかな増額の補正ということでありました。

その他でありますけれども、1点、秩父地域水道広域化委員会設置について報告いたします。これは、水道事業の県営化の要望が以前より強くあった中、県が平成23年3月、広域的水道整備計画秩父広域水道圏の策定がされたわけでありまして、その目的を達成するため、秩父地域水道広域化委員会が設置されました。

目的でありますけれども、埼玉県が平成23年3月策定した広域的水道整備計画の目的を達成するために必要な事項について検討するため、秩父地域水道広域化委員会を設置するということでもあります。目的がそういうことでもあります。そして、その組織でありますけれども、1市4町、それに皆野・長瀬上下水道組合、そして埼玉県、埼玉県企業局ということでもあります。これは、ちちぶ定住自立圏推進委員会の傘下で、今申し上げました秩父地域水道広域化委員会を設置されたということでもあります。

以上であります。

○議長（四方田 実議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から、組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

7番、林豊議員。

〔7番 林 豊議員登壇〕

○7番（林 豊議員） 7番、秩父広域市町村圏組合議員、林豊ですが、広域議会におきましては、さきの9月議会以降、臨時会、定例会各1回ずつ、その他全員協議会が3回、その他の会議が数回と大変活発な活動がありました。時系列に沿いまして報告をいたします。

まず、10月の3日、臨時会がありまして、主なものは専決処分、それから補正予算、そして北分署、いわゆる皆野、長瀬が統合された北分署の工事請負契約の内容がありました。内容につきましては、北分署が約1億7,000万円ほどで契約がなされております。

この10月3日の臨時会後に全員協議会が開かれまして、秩父市議会よりの金田議員より、火葬場の建設についての促進に関する提案というのがありまして、それに沿いまして、所管委員会である厚生衛生常任委員会でもって、その件について検討をするという形になりました。

これから11月の15日の定例会までに、本来でありますと所管委員会なのですが、委員会のほうに議会のほうからの付託を受けておりませんので、委員会の協議会という形で2回開催をいたしまして、その結果、火葬場建設に関するお願い及び新火葬場建設推進に関する決議、この2つの議案を議員発議ということで11月の15日の本会議に提出することとなりまして、11月15日定例会になるわけですが、定例会前に全員協議会を開きまして、今の提案、議員発議での火葬場建設に関するお願い、これはただいま現状で新火葬場の建設最優先候補地となっております、秩父聖地公園グラウンドの部分の隣接地になっております埼玉県立秩父特別支援学校長、それから埼玉県立秩父特別支援学校PTA会長、県の施設ということで関係の北堀篤議員、県会議員ですね、それから岩崎宏県会議員、この計4名あてに火葬場建設に関するお願いということで、協力に関するお願いをするというお願いの文書を届けるということを議案として検討しました。

それから、もう一つの新火葬場建設推進に関する決議、こちらは管理者に対して、推進、一日も早い建設を望むという形で議会として決議をいたしました。

一応内容、まず火葬場建設に関するお願いの内容を読み上げます。あては、先ほど申し上げた4名の方、そして発は秩父広域市町村圏組合議長名でお願いを出しております。

それでは、本文ですが、火葬場建設に関するお願い。日ごろは、秩父広域市町村圏組合の諸事業推進に当たり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、秩父地域におきましては、建設後約40年が経過し、老朽化した秩父斎場の早期建てかえに関する地域住民の強い要望があり、秩父広域市町村圏組合では、新火葬場の建設に向けて、調査、研究並びに関係団体等への協力、要請を行ってまいりました。新火葬場の建設、さらには運用における環境面や諸所の問題につきましては誠実に対処させるよう、当議会といたしましても嚴重チェックをいたしてまいります。つきましては、貴職におかれましても、新火葬場建設について十分ご理解をいただき、ぜひともご協力賜りますようお願い申し上げます。

それから、新火葬場建設推進に関する決議。懸案となっている新火葬場建設については、失礼しました。こちらの決議は、議長名で管理者にあてて出したものでございます。

新火葬場建設推進に関する決議。

懸案となっている新火葬場建設については、圏域住民より一日も早い建設を望む声が聞こえている。管理者にあっては、早期建設を図るべく、建設地を決定するよう強く要望する。

以上、決議する。平成23年、11月15日。秩父広域市町村圏組合議会。

ということで、2案出しまして、この2案につきましては、出席議員の全員の賛成をもって可決いたしました。お願いにつきましては過日11月30日、広域市町村圏組合議会議長、副議長、厚生衛生常任委員会委員長及び副委員長の4名と、それから事務局3名の計7名でもって、さきの秩父特別支援学校校長様及び秩父特別支援学校PTA会長様、北堀篤県会議員、岩崎宏県会議員、この4名の方のところへ訪問いたしました。それぞれお願いを手渡ししまして、意見交換をいたしました。

全体としましては、火葬場に関する、建設に関しては反対するものではないけれども、それぞれの部分にいろいろな事情があるので、簡単に賛成というわけにはいかないという部分が大きな流れでありました。また、県会議員の北堀篤県会議員におかれましては、明確にご自分の、自身の政治姿勢からして、この件、この候補地については反対をする。もちろん新火葬場建設については反対するものではないがというただし書きつきで、今の候補地については反対をするということが明確な意志としてこちらのほうへ出されました。

この件につきましては以上でございます。

11月15日の定例会ですが、定例会につきましては、補正予算等あったわけですが、この中では当皆野町の町内におきます、先日来話題にも出てきております北分署、皆野、長瀬、それぞれの分署が統合されてできます北分署についての補正がありました。当初起債を行ってということだったのですが、これがすべて起債を行わずに対処するというので補正を行ったところであります。

最後に、先日の12月9日、全員協議会が行われまして、火葬場建設に係る整備基本計画という計画書ができ上がりまして、それが発表になっておりますが、この書面、3枚ここにあるわけですが、これはあわせて地域関係住民及び支援学校のほうの説明資料にもなる関係上、本日いっぱいまでが一応関係議員以外の閲覧を許さずということで、あす以降であれば、一応議員さん、それから場合によっては、請求があれば、いろいろなところに資料として出すことが可能になるということになっております。これについては、あす以降また、とりあえず議会事務局のほうへ置いておきますので、ごらんになりたい方は議会事務局のほうへお越しいただきまして見ていただきたいと思っております。そのような縛りがある関係上、これの公開はあす以降になりますので、よろしく願いいたします。あす以降は、一応この内容については公開してもいいということになっております。しかしながら、一応デリケートな問題でもありますので、取り扱いには一応ご注意をいただきたいということを標榜しておきたいと思っております。

大変いろいろなことが雑多にありまして、自分でもなかなか整理できないところがあったので、いろいろとお聞きしたいことがあるかとも思いますが、以上で終わりたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） ただいまの報告について、何か皆様方の中でご質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 北分署の関係なのですが、事業費1億7,000万円ですか、ということなのですが、大分工事のほうも進捗といいますか、度合いが速いみたいで、もう基礎を打って、来年度にまたがってということなのでしょうけれども、一応完成はいつの予定でしたっけ。

○議長（四方田 実議員） はい。

○7番（林 豊議員） 一応来年度、来年の夏の予定というふうに聞いております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） なければ、大変ご苦勞いただきました。ありがとうございました。

監査委員から、随時監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において、行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 諸報告を申し上げます。

9月以降執行した入札につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、報告いたしますので、お目通しのほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 10番、持田欣教議員。

○10番（持田欣教議員） 今町長から、入札結果についてお手元のとおりだという話で、このとおり間違いないと思うのですが、ちょっと教えてもらいたいことがあるのだけれども、質問させてもらっていいですか。

○議長（四方田 実議員） 質問を許します。

○10番（持田欣教議員） 副町長の管轄だと思うのだけれども、私のそうだろうという「だろう」判断というのはよくないので、聞かせてもらいたいのですけれども、これをずっと見ますと、最終入札金額が同額の業者が幾つかあるのがある。その中で落札業者を決めているわけですが、これはくじ引きか何かみたいな形でやっているのかどうか、それがまず1点。

もう一つは、総合評価方式で落札者が決まっているのがあるのですけれども、技術点なり評価点、これの点数が高いほうがいいという話なのですが、日野沢の町道12号線のようなわけですが、ほかも見えてくるという、総合評価方式を取り入れるのだとすれば、まだほかにも、この辺も取り入れたらいかがだったのですかというようなところがあるような気もするのですけれども、それは執行者側の判断ですから、いいとして、総合評価によって、落札金額が15万円ばかり高いけれども、落札させたというふうに理解しているのかどうか、その辺だけ教えてもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 持田議員さんのご質問にお答えしますが、入札の関係でございますが、落札額が同額の業者が複数いた場合は抽せんいたします。なお、つけ加えますが、入札の予定価格がございまして、そのほかに最低制限価格という額を設定します。そういう関係から同額が生じる場合があります。

それと、総合評価方式、これにつきましては、ここにお示しのように、最低額入札者以外でも、この総合評価方式の算式によりまして、このような形で逆転現象が生じるということでございます。

なお、この総合評価方式を多く取り入れたらというご提言でございますが、今現在は年に1本の割合でやっております。この工種によりまして、取り入れる回数等はまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、持田欣教議員。

○10番（持田欣教議員） ありがとうございます。一つだけ、私もこのことについては多分そうだろうと思ったのですけれども、だろ相談というのは余りよくないので、確かめさせていただきましてけれども、いわゆる総合評価方式を取り入れるとすれば、それなりの工事といたしますか、それなりというのは何だいということになってまいりますけれども、それなりの工事でないとぐあいが悪いだらうというふうに思っ、その工事そのものが技術力をかなり要求されるとか、あるいはふだんの工事の評価点がいいとか悪いとかというように、ここにあるように、最低制限価格を潜ってしまったとすれば話は別ですけれども、最低制限価格でとまっておって予定価格以内だということだとすれば、あるいはこの技術点なり評価値によって、全部が安い金額を入れたところが落札者にならないということは間々あるのですけれども、それはやはりその業種、仕事によって変わってくるだろうというふうに、変わってくるというか、仕事によって行すべきだろうというふうに、私たちはそういうふうには実は思っておるところでありまして、例えば金額が多い少ないかということもあるだろうと思っておりますけれども、み～な子ども公園遊具設置工事2,160万円を3社でくじ引きしたら私ですよということになったわけですけれども、こういう工事こそ、技術点なり総合評価方式といたしますか、評価点、評価値というようなのを重視すべきだというふうに私どもは理解をしておりますけれども、ぜひ公平な入札ができるように、さらに心がけてほしいというふうにお願いをして質問を終わります。ありがとうございます。済みませんでした。

○議長（四方田 実議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。
平成23年第4回皆野町議会定例会を閉会します。
閉会 午前11時34分